

平成 30 年 8 月 31 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

外国送金に関するお知らせ

株式会社宮崎銀行（頭取 平野 亘也）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、外国送金業務（外貨建て国内送金も含む）の取り扱いを下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外国送金のお申し込みについて

当行に口座をお持ちのお客さまに限らせていただきます。

2. 現金による外国送金のお取り扱いについて

当行に口座をお持ちのお客さまであっても、現金による外国送金につきましては、お取り扱いできません。

3. その他のご注意事項

(1) 外国送金をお申し込みいただく際には、送金目的が「貿易」「仲介貿易」である場合には「原産地」「船積地（地名）」「仕向地（仲介貿易の場合）」をご申告いただきます。

(2) 貿易取引等を行う際には、お取引引きの相手さまへ「原産地」「船積地（地名）」「仕向地（仲介貿易の場合）」をあらかじめご確認ください。

詳しくは次ページをご確認ください。

4. 取扱変更日

平成 30 年 9 月 25 日（火）より

以 上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社宮崎銀行 国際部

担当：青山

TEL：0985-32-8217

外国送金をご利用のお客さまへ

平素より、宮崎銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行は、本邦外為法や米国OFAC規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を実施しております。

つきましては、外国送金等のお申し込み時には当該外国送金等が北朝鮮およびイランに関連する取引ではなく、米国OFAC規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置に該当しない旨の申告をいただいた上で、お取引内容のご説明や資料のご提示などをお願いし、詳細な内容を聴取させていただく場合があります。

また、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 北朝鮮・イラン関連のお取り扱い

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替および外国貿易法に基づきさまざまな経済制裁措置を講じています。これに関し、当行では、全てのお客さまの外国為替取引において、北朝鮮およびイランとの直接・間接のお取引はお受け付けできません。

さらに、下記「 」に該当する場合にはインボイスや原産地証明書などの資料をご提示いただく場合がございます。

なお、上記以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載、または下記規制に該当しない旨の申告等をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

受取人住所・受取銀行所在地・原産地・船積地・仕向地（仲介貿易の場合）が下記の省、都市に該当する場合	
「省」	遼寧省(LIAONING)、吉林省(JILIN)、黒竜江省(HEILONGJIANG)
「都市」	丹東(DANDONG)、延吉(YANJI)、琿春(HUNCHUN)、長白(CHANGBAI)、牡丹江(MUDANJIANG)、安図(ANTU)、図們(TUMEN)、龍井(LONGJING)、通化(TONGHUA)、鞍山(ANSHAN)、本溪(BENXI)、和龍(HELONG)、敦化(DUNHUA)、汪清(WANGQING)

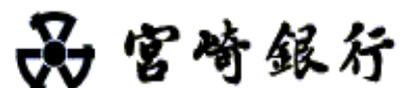
お取引の目的が貿易・仲介貿易の場合で、商品の品目が以下 16 品目に該当する場合 あさり、ウニ、さるとりいばらの葉、まつたけ、毛ガニ、ズワイガニ、しじみ、赤貝、えび、なまここの調整品、ウニの調整品、ひらめ、あわび、タコ、はまぐり、カレイ

2. 米国OFAC規制に関する留意点

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。

本邦でお受け付けする外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引などは規制



対象となり、お客さまのお取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下表のようなお取引は当行ではお受け付けできませんので、これらに該当しないことに十分なお留意とご確認をお願い申し上げます。

《O F A C 規制上の理由により当行でお取り扱いができないお取引》	
米ドル建	お取引当事者の所在地、関係国、関係地などに北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれているお取引 米国政府が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などに関するお取引
米ドル建以外	上記 に該当し、米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、お取引に関する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社（運営者）などを指します。

また、関係地ならびに関係国とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍などを指します。

O F A C 規制の詳細についてはO F A C のホームページにてご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

3. 海外からの送金のお取り扱い

当行がお客さまの口座への北朝鮮およびイランからの送金を受けた場合は、送金元に資金返却をさせていただきます。さらに、当該国からの送金が第三国を経由して行われている可能性がある場合等についても、当行は同趣旨に則り、お客さまからの申告を要請し、詳細な確認等をさせていただくこととなりますので、その際の対応につきましてもご協力とご理解をお願いします。

以上